

別表十一（二）の記載の仕方

この明細書は、出版業等を営む法人が平成30年改正法附則第25条第1項（法人の返品調整引当金に関する経過措置）によりなお効力を有するものとされる平成30年改正前の法人税法（以下「旧効力法」といいます。）第53条（返品調整引当金）の規定の適用を受ける場合又は平成30年改正法附則第32条第1項（連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第81条の3第1項（個別

益金額又は個別損金額）（旧効力法第53条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。